

第4節 在日米軍の駐留

在日米軍の再編などは、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するための極めて重要な取組である。防衛省としては、

在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを進めていく方針である。

1 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素となっている。

また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

在日米軍がこのような役割を果たすためには、在日米軍を含む米軍の各兵種が機能的に統合されている必要がある。例えば、日米両国が協力してわが国に対する武力攻撃などに対処するにあたっては、米軍は主としていわゆる「矛」としての打撃力の役割を担っているが、このような打撃力として米軍が機能する際には、わが国に駐留する米海軍、米空軍、米海兵隊などが一体となって十分な機能を発揮するものと考えられる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のため、わが国の施設・区域の使用を米国に認めており、総合的に日米双方の義務のバランスを取っている。

参照》図表Ⅱ-4-4-1（在日米軍の配置図）

2 在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍施設・区域及び在日米軍の地位に関することは日米地位協定¹（地位協定）により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域（在日米軍施設・区域）の提供に関すること、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関することなどの定めがある。

（1）在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

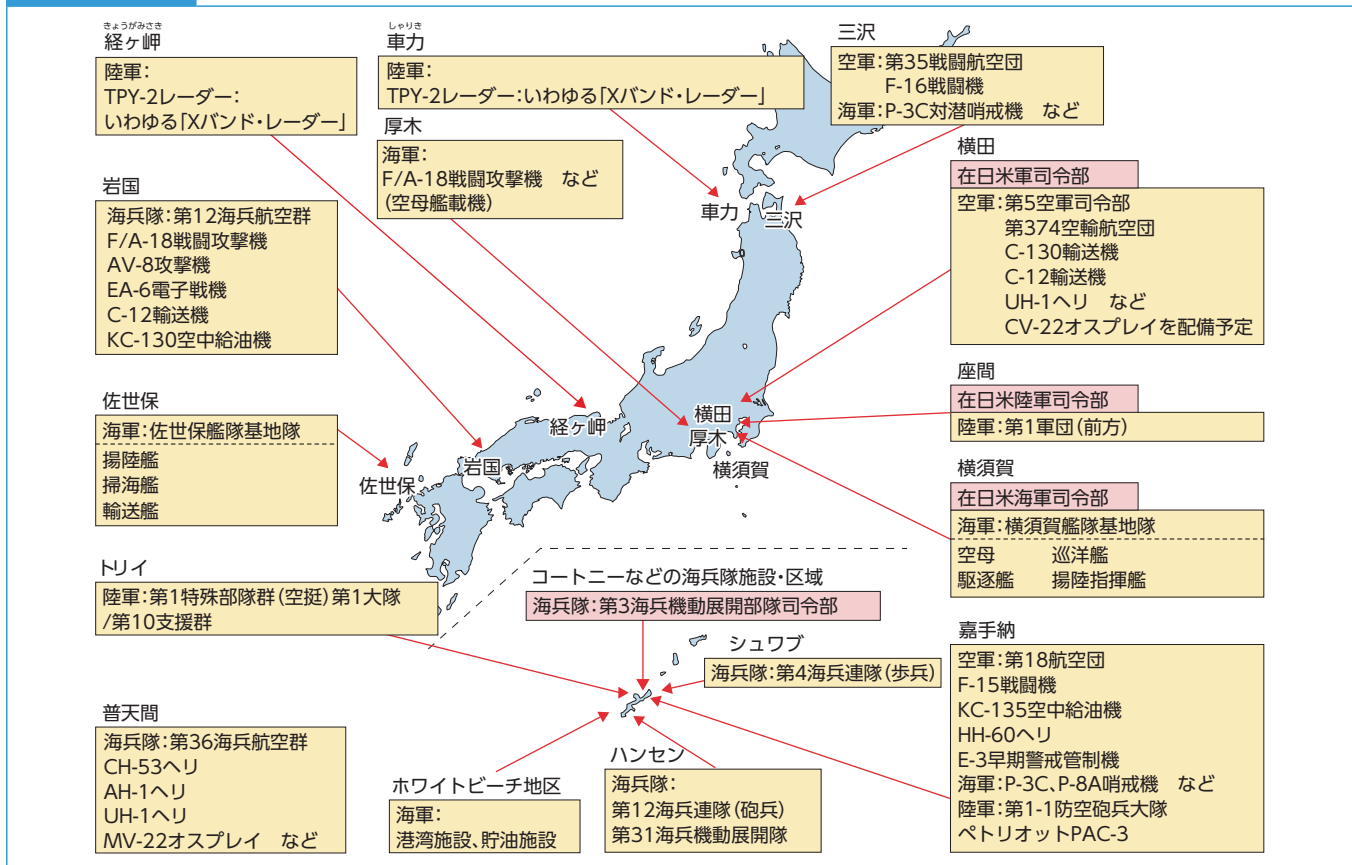
わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法²に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行ったうえで、使用権原³を取得することとしている。

¹ 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

² 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

³ 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

図表Ⅱ-4-4-1 在日米軍の配置図



(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍は、同軍を維持するために労働力(労務)を必要としており、その需要は、地位協定により、わが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成27年度末現在、25,319人の駐留軍等労働者(従業員)が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊及び消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定により、わが国政府が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

3 在日米軍関係経費

在日米軍関係経費には、在日米軍駐留経費負

担、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

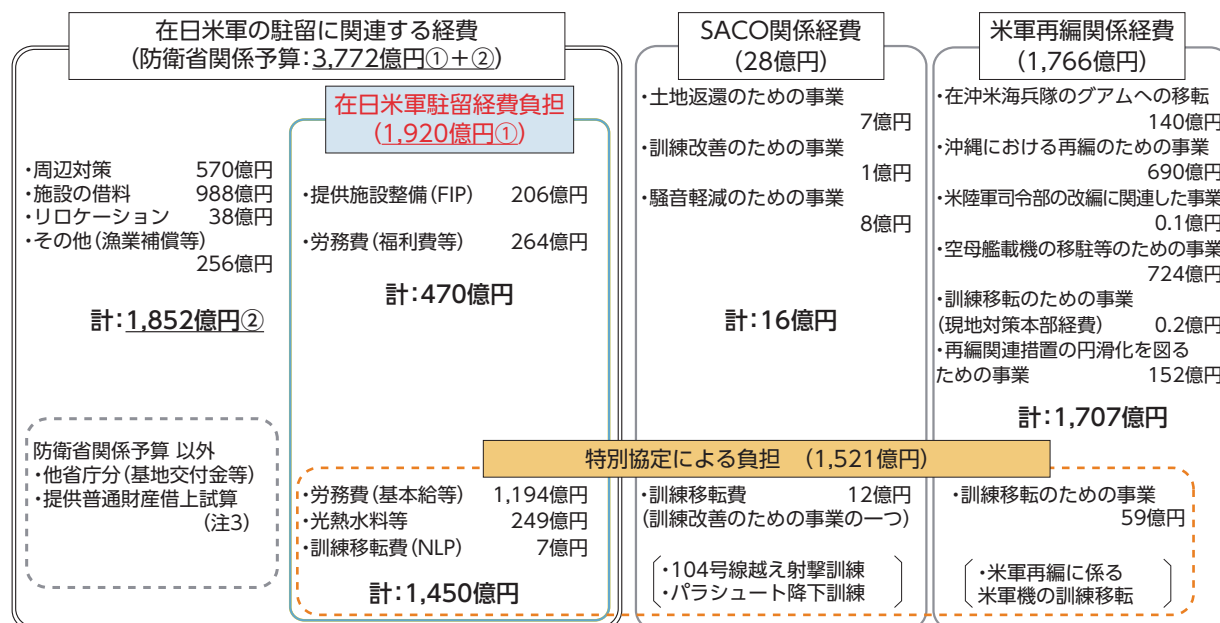
参照》図表Ⅱ-4-4-2(在日米軍関係経費(平成28年度予算))

4 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するうえで、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、昭和53年度に福利費などの労務費、昭和54年度からは、提供施設整備費の負担を、それぞれ開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、1987(昭和62)年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的、限定的、暫定的な措置として、地位

図表Ⅱ-4-4-2 在日米軍関係経費（平成28年度予算）



- (注) 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等: 388億円、27年度予算)、提供普通財産借上試算(1,658億円、27年度試算)がある。
- 4 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

協定第24条についての特別な措置を定める協定(特別協定)⁴を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当(現地域手当)など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、平成3年度からは、基本給などの労務費と光熱水料などを、平成8年度からは、それらに加え訓練移転費をわが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担については、わが国の厳しい財政事情に十分配慮しつつ見直しを行ってきており、1999(平成11)年度予算(歳出ベース)をピークに減少傾向に転じている。

前特別協定の有効期間は16(同28)年3月末までであったところ、15(同27)年4月の「2+2」会合において、「適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに係る協議を開始する」こととされた。これを受けて、新たな特別協

定等について日米間で協議を行った結果、15(同27)年12月に日米両政府は以下のとおり意見の一致をみた。

(1) 労務費

福利厚生施設で働く労働者のうち、日本側が負担する上限数を4,408人から3,893人に削減する一方、装備品の維持・整備や各種事務等に従事する労働者のうち、日本側が負担する上限数を18,217人から19,285人に増加させる。これにより、日本側が負担する上限労働者数は、現行の22,625人から23,178人に増加する。これらの増減は、新たな特別協定の有効期間中(16(平成28)年度から20(同32)年度まで)に段階的に行う。

(2) 光熱水料等

新たな特別協定の有効期間中、各年度の光熱水

⁴ 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

料等の日本側負担割合を72%から61%に引き下げ、日本側負担の上限を約249億円とする。

(3) 提供施設整備

提供施設整備費の額については、新たな特別協定の有効期間において、各年度206億円を下回らないこととする。なお、前特別協定の有効期間においては、労務費及び光熱水料等の減額分が提供施設整備費への増額分として充当されることとされていたが、新たな特別協定の有効期間においては、このような充当は行わないこととした。

(4) 在日米軍駐留経費負担の規模

新たな特別協定の有効期間の最終年度(20(平成32)年度)の在日米軍駐留経費の負担額は約1,899億円となり、当該期間中の同負担額の各年度の平均は約1,893億円となる(人事院勧告等に基づく賃金の変更は、各年度の労務費に適切に反映される。)

5 新たな特別協定

日米両政府は、16(平成28)年1月、新たな特別協定への署名を行い、国会の承認を経て、同年4月、新たな特別協定が発効した。

新たな特別協定のポイントは、次のとおりである。

- (1) 有効期間：5年間(16(平成28)年度から20(同32)年度まで)。
- (2) 経費負担：日本側が労務費、光熱水料等及び訓練移転の全部又は一部を負担。

特別協定の運用にかかる労働者数及び光熱水料等の算定の方針については、往復書簡において次のとおりとされた。

- 労務費：日本側が負担する上限労働者数は、現行の22,625人から23,178人に段階的に増加。
 - 光熱水料等：新たな特別協定の有効期間中、各年度の光熱水料等の日本側負担割合を72%から61%に引き下げ、日本側負担の上限を約249億円とする。
- (3) 節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記。

参照》資料34(在日米軍駐留経費負担の概要)

6 在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍施設・区域の周辺では、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえ、在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減し、地元の皆様のご理解とご協力を確保していく必要がある。わが国の国土は狭隘^{きょうあい}でかつ平野部が少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置や航空機の離発着などにより、住民の生活環境や地域の振興に大きな影響を与えることから、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

2 在日米軍再編の進捗状況

在日米軍再編については、06(平成18)年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」(ロードマップ)において示されたが、その後、①沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること、②12(同24)年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されている、アジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること、③米国議会におい

ては、グアム移転にかかる経費を削減することが求められていること、などの要因を踏まえ、再編計画の調整にかかる本格的な協議が行われ、その成果については、これまでの「2+2」会合の共同発表などにより公表してきている。

1 「2+2」会合（12（平成24）年4月27日）における成果

ロードマップでは、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の司令部要素をグアムへ移転することとしていたが、部隊構成を変更し、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本、グアム、ハワイに置くとともにオーストラリアヘローテーション展開させることとした。また、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことなどを決定した。

2 「2+2」会合（15（平成27）年4月27日）における成果

日米両国は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。また、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。

参照 資料30（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））、資料27（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成27年4月27日））、図表Ⅱ-4-4-3（「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況）

3 沖縄における在日米軍の駐留

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどと比較して、わが国の平和と安全にも影響を及ぼし得る朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い位置にあると同時に、これらの地域との間にいたずらに軍事的緊張を高めない程度の一定の距離を置いているという利点を有している。また、沖縄は多数の島嶼で構成され、全長約1,200kmに及ぶ南西諸島のほぼ中央に所在し、全貿易量の99%以上を海上輸送に依存するわが国の海上交通路（シーレーン）に隣接している。さらに、周辺国から見ると、沖縄は、大陸から太平洋にアクセスするにせよ、太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、戦略的に重要な目標となるなど、安全保障上極めて重要な位置にある。こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、幅広い任務に対応可能で、様々な緊急事態への対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、日米同盟の実効性をより確かなものにし、抑止力を高めるものであり、わが国の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在してお

り、16（平成28）年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約74%が沖縄に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。

参照 図表Ⅱ-4-4-4（沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割）

1 沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、1972（昭和47）年の沖縄県の復帰に伴い、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・統合・縮小が強く要望されてきた。

日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続し、1990（平成2）年には、いわゆる23事案について返還に向けた所要の調整・手続を進めることを合意し、1995（同7）年には、那覇港湾施設（那覇市）の返還な

図表Ⅱ-4-4-3 「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況

1 関東における再編

【横田関連】

- 横田飛行場における共同統合運用調整所の設置
- 空域の一部返還(08(平成20)年9月25日返還)及び横田ラプコン施設への空自航空管制官の併置(07(平成19)年5月18日併置開始)など
- 横田飛行場の軍民共用化にかかる検討(日米間で具体的な条件や態様について検討)

【相模総合補給廠】

- 在日米陸軍司令部の改編に伴う施設の設置(訓練センターその他の支援施設)(11(平成23)年8月訓練センター運用開始。訓練支援センター整備済み)
- JR相模原駅前の一部土地(約17ha)の返還
- 西側野積場(約35ha)の共同使用(15(平成27)年12月2日 共同使用開始)

【空自航空総隊司令部などの移転】

- 航空総隊司令部および関連部隊の移転(12(平成24)年3月26日移転完了)

【キャンプ座間】

- 在日米陸軍司令部の改編(08(平成20)年9月末に改編済み)
- 陸自中央即応集団司令部の移転(13(平成25)年3月26日移転完了)
- ヘリポートの共同使用(13(平成25)年3月26日共同使用開始)
- 住宅地区の一部土地(約5.4ha)の返還など(16(平成28)年2月29日 返還済み)

【凡例】

■ 実施済 □ 継続中

2 沖縄における再編

【共同使用】

- 陸自の訓練のため、キャンプ・ハンセンを使用※08(平成20)年3月17日から実施
- 空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のため、嘉手納飛行場を使用

【土地の返還】

- 沖縄に残る施設・区域の統合による、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還のための詳細な計画(統合計画)を作成※13(平成25)年4月5日統合計画公表

陸軍貯油施設(第1桑江タンク・ファーム)
(全面返還 約16ha)

牧港補給地区(キャンプ・キンザー)
(全面返還 約274ha)
※13(平成25)年8月31日
北側進入路(約1ha)返還

那覇港湾施設
(全面返還 約56ha)
那覇港湾計画浦添埠頭地区内に代替施設を建設

代替施設

那覇

キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)
(部分返還 約153ha+α)
※15(平成27)年3月31日
西普天間住宅地区(約51ha)返還

普天間飛行場(全面返還 約481ha)

【県内移設】

ヘリによる輸送機能・キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設

【県外移転】

- 空中給油機の運用機能→岩国飛行場※14(平成26)年8月26日岩国への移駐完了
- 緊急時の使用機能→築城・新田原飛行場など

本土の自衛隊基地など

【海兵隊の移転】

第3海兵機動展開部隊の要員約8,000名とその家族約9,000名のグアムへの移転
※12(平成24)年4月27日の「2+2」共同発表において、要員約9,000名およびその家族が日本国外の場所に移転し、グアムにおける米海兵隊の兵力の定員は約5,000人になることとされた。

グアムなどへ

【凡例】

■ 実施済 □ 継続中 ■ 嘉手納飛行場以南の土地の返還対象6施設
(面積は統合計画に基づく。嘉手納飛行場以南の土地の返還については、図表Ⅱ-4-4-8参照)

3 航空機の移駐など

米軍機(嘉手納、三沢、岩国)の訓練の分散
千歳、三沢、百里、小松、ついき にゅうたばる築城、新田原の各自衛隊施設およびグアムなどへ
グアムなどへの移駐は11(平成23)年1月JC合意※

空母艦載機部隊の岩国移駐



KC-130部隊の岩国移駐
(14(平成26)年8月)移駐完了)



将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場内に設けられる。
(12(平成24)年開港)



TPY-2レーダー:いわゆる「Xバンド・レーダー」の配備
(06(平成18)年6月配備完了)



TPY-2レーダーの配備
(14(平成26)年12月)配備完了)



海自E/O/UP-3飛行隊などの岩国から厚木への移駐(13(平成25)年岩国に残留することを確認)

KC-130部隊はローテーションで海自鹿屋基地やグアムに展開

緊急時の航空機の使用機能の築城、新田原への移駐

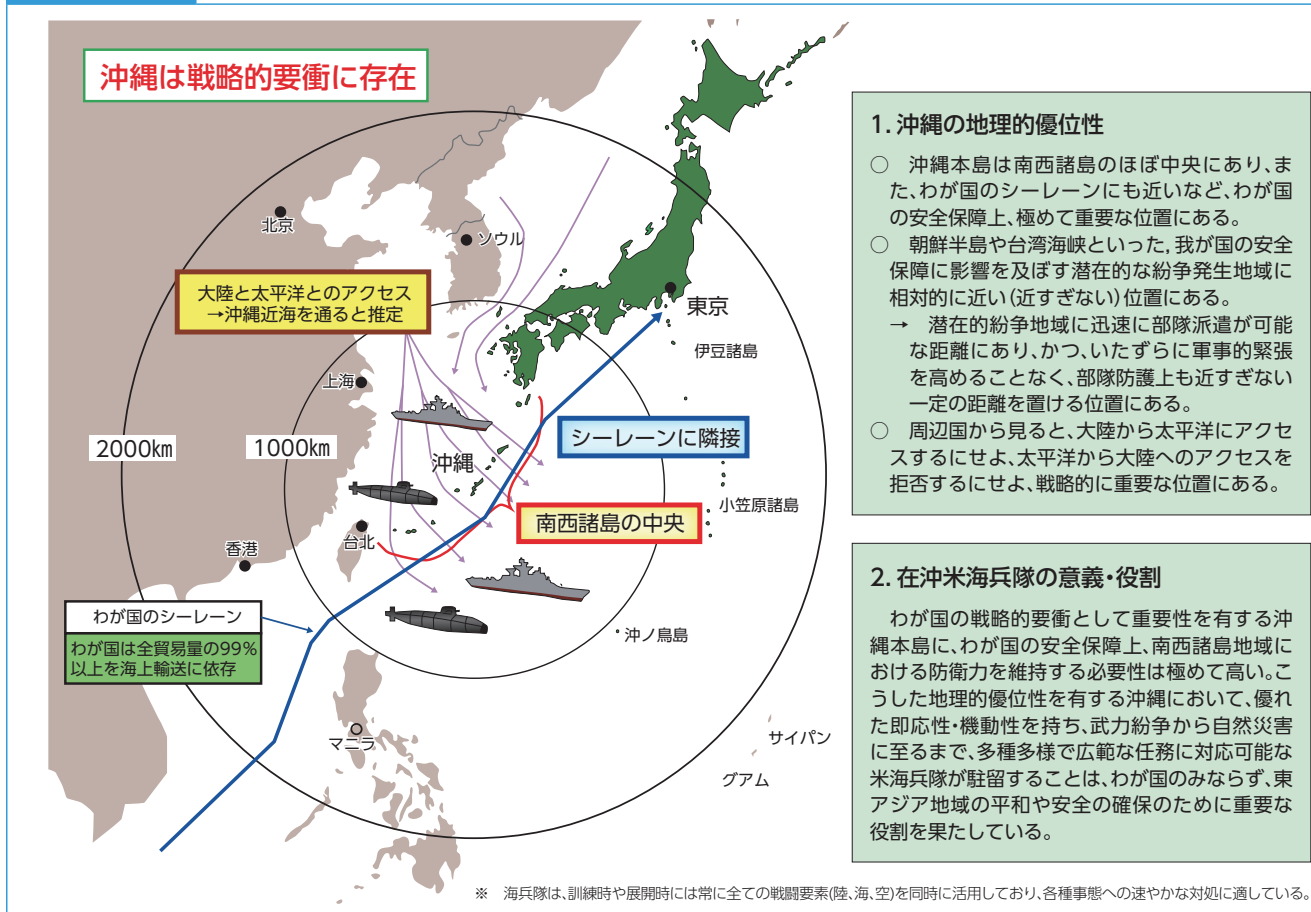
CH-53D部隊のグアム移駐
(米国本土に移駐後、グアムへ移駐する旨、日米間で確認)



マリアナ諸島
サイパン
グアム

※JC: Joint Committee: 日米合同委員会

図表Ⅱ-4-4-4 沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



ど、いわゆる沖縄3事案⁵についても解決に向けて努力することになった。

その後、1995(同7)年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」を設置し、1996(同8)年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

これらを受け、直近では、14(同26)年6月、キャンプ・ハンセン(名護市、恩納村、宜野座村、金武町)の一部(東シナ海側斜面の一部)約162haのうち、約55haが返還された。

参照》資料35(23事案の概要)

2 SACO最終報告と進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、地位協定の運用改善であり、関連施設・区域が示された。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%(約50km²)に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

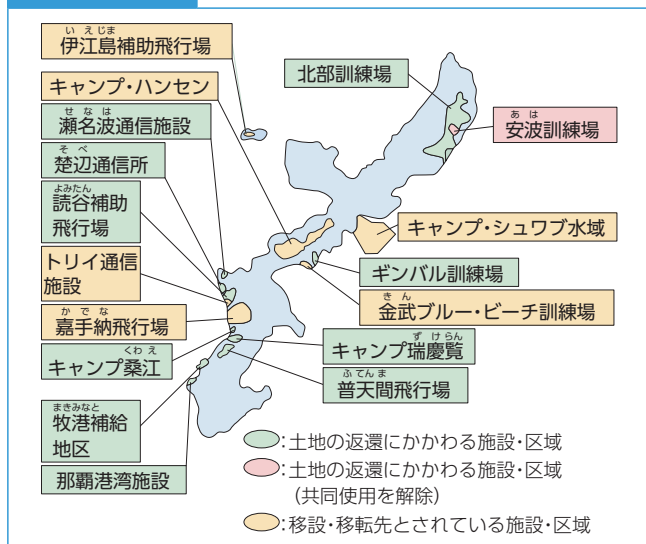
参照》資料36(SACO最終報告(仮訳))、資料37(SACO最終報告の主な進捗状況)、図表Ⅱ-4-4-5(SACO最終報告関連施設・区域)、図表Ⅱ-4-4-6(沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数及び面積の推移)

3 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

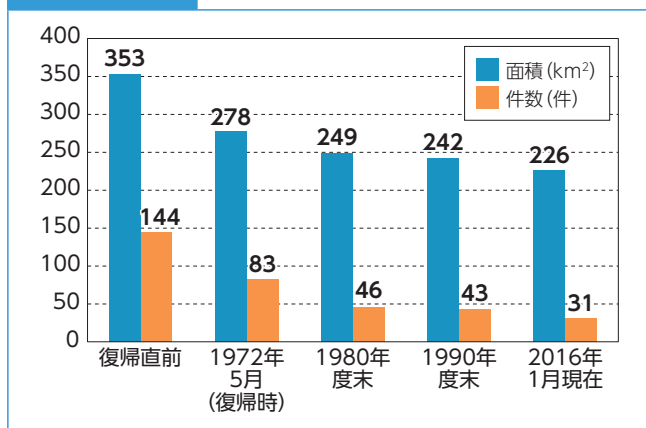
ロードマップ上の米軍再編に関する取組においても、抑止力を維持しつつ、沖縄県における地元負担の軽減のための施策が講じられることとなった。

⁵ 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

図表Ⅱ-4-4-5 SACO最終報告関連施設・区域



図表Ⅱ-4-4-6 沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数及び面積の推移



(1) 普天間飛行場の移設・返還

政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅や学校などに密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

同飛行場の移設について、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区（名護市）及びこれに隣接する水域に普天間飛行場代替施設（代替施設）を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはない。

政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考えである。なお、普天間飛行場の返還により、危険性が除去されるとともに、跡地（約481ha：東京ドーム約100個分）の利用に

より、宜野湾市をはじめとする沖縄のさらなる発展が期待される。

ア 普天間飛行場の移設と沖縄の負担軽減

普天間飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄の負担軽減にも十分資するものと考えており、政府をあげて取り組んでいる。

(ア) 普天間飛行場が有する機能の分散

普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）の航空能力に関し、①オスプレイなどの運用機能、②空中給油機の運用機能、③緊急時に航空機を受け入れる基地機能という3つの機能を果たしており、このうち、キャンプ・シュワブに移るのは、「オスプレイなどの運用機能」のみである。空中給油機KC-130は、14（平成26）年8月、15機全機の岩国飛行場（山口県岩国市）への移駐を完了した。これにより、1996（同8）年のSACO最終報告から18年越しの課題が達成でき、普天間飛行場に所在する固定翼機の大部分が沖縄県外に移駐することになった。また、移駐に伴い、軍人、軍属及び家族約870名も転出することになった。さらに、緊急時に航空機を受け入れる基地機能も本土へ移転することとなっている。

(イ) 埋立面積

普天間飛行場の代替施設を建設するために必要となる埋立ての面積は、普天間飛行場の3分の1以下となり、滑走路も大幅に短縮される。

(ウ) 飛行経路

滑走路はV字型に2本設置されるが、これは、地元の要望を踏まえ、離陸・着陸のいずれの飛行経路も海上になるようにするためのものである。訓練などで日常的に使用される飛行経路が、普天間飛行場では市街地上空にあったのに対し、代替施設では、海上へと変更され、騒音及び危険性が軽減される。例えば、普天間飛行場では住宅防音が必要となる地域に1万数千世帯の方々が居住しているのに対し、代替施設ではこのような世帯はゼロとなる。すなわち、すべての世帯において、騒音の値が住居専用地域に適用される環境基準を満たすこととなる。また、万が一、航空機に不測の事態が生じた場合には、海上へと回避することで地上の安全性が確保される。



普天間飛行場移設先の周辺状況

イ 代替施設を沖縄県内に移設する必要性

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されている。優れた機動性と即応性を特徴とする海兵隊の運用では、これらの部隊や機能が相互に連携し合うことが不可欠であり、普天間飛行場に駐留する回転翼機が、訓練、演習などにおいて日常的に活動をとにもする組織の近くに位置するよう、代替施設も沖縄県内に設ける必要があるとされている。

ウ 代替施設に関する経緯

04（平成16）年8月の宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

05（同17）年10月の「共同文書」においては、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議及び合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとされ、この代替施設の建設について、06（同18）年5月、沖縄県知事と防衛庁長官（当時）との間で「基本確認書」が取り交わされた。

09（同21）年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられ、同委員会による検討を経て、10（同22）年5月、「2+2」会合において、普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺

野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、様々な沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで、米国と合意した。

その後、11（同23）年6月、「2+2」会合において、滑走路の形状をV字と決定し、普天間飛行場の固定化を避け危険性を一刻も早く除外するため、14（同26）年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、わが国の安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に所在する海兵隊をはじめとして、在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があった。また、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移転すれば、海兵隊の持つ機動性・即応性といった特性を損なう懸念があった。こうしたことから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至った。

また、日米両政府は、12（同24）年4月に続く13（同25）年10月及び15（同27）年4月の「2+2」会合においても、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。

参照 資料38（普天間飛行場代替施設に関する経緯）、資料39（嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み））

エ 環境影響評価手続の完了

防衛省は、07（平成19）年に沖縄県知事などに環境影響評価方法書を送付して以来、沖縄県知事からの意見を受けた補正作業の後、12（同24）年12月に補正後の評価書を沖縄県知事などに送付し、評価書の縦覧（^{じゅうらん}一般に閲覧できるようにすること）を行い、環境影響評価の手続を終了した。この手続の間に沖縄県知事からは合計6度にわたり計1,561件の意見を受けており、すべて補正を行い、適切に環境影響評価の内容に反映している。このように、防衛省は、関係法令などに従うことはもちろん、十分に時間をかけ、沖縄県からの意

見などを聴取し、反映する手続を踏んできた。

オ 代替施設建設事業の推進

沖縄防衛局長は、13（平成25）年3月、公有水面埋立承認願書を沖縄県に提出し、同年12月、仲井眞前知事はこれを承認した。この間、仲井眞前知事から沖縄防衛局に4度にわたり計260問の質問があったが、沖縄防衛局はこれに対しても適切に回答を行い、十分に時間をかけて手続を進めてきた。14（同26）年8月には海上ボーリング調査の作業を開始するとともに、15（同27）年10月には本体工事に着手した。

その一方、15（同27）年10月、仲井眞前知事が行った公有水面埋立承認について、翁長現知事が取消処分を行ったことから、国と沖縄県の間で、公有水面埋立承認取消処分を巡る3つの訴訟⁶が提起されることなどとなった。

このような状況の中、裁判所から和解案が提示されたため、政府としては、国と沖縄県双方が、延々と訴訟合戦を繰り返すような関係が続いていけば、結果として膠着状態となり、住宅や学校に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場や沖縄の現状がこれから何年間も固定化されかねず、そのようなことは誰も望んでいるものではないとの裁判所の意向に沿って、和解案を受け入れることを決断し、16（同28）年3月に国と沖縄県との間で和解が成立した。

和解条項の主な内容は、①国と沖縄県の間で係属している3つの訴訟を、翁長現知事による埋立承認の取消しの是非を争う訴訟1つにする、②埋立工事を直ちに中止する、③判決確定まで、普天間飛行場の返還及び本件埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行う、④判決確定後は、国も沖縄県も判決に従い、同主文及びそれを導く理由の趣旨に沿った手続を実施するとともに、その後もその趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する、というものである。

和解成立を受け、沖縄防衛局長は、埋立工事を直ちに中止した。また、この和解条項に従い、国土交通大臣は、翁長現知事に対し、埋立承認取消

処分を取り消すよう、地方自治法に基づく是正の指示を行った。これに対し、沖縄県は、国土交通大臣による是正の指示を不服として、和解条項に定める手続に従い、国地方係争処理委員会に審査を申し出た。

政府としては、和解条項に誠実に対応していく考えであり、国地方係争処理委員会や裁判所が迅速な審理判断を行えるよう全面的に協力するとともに、沖縄県との協議を進め、普天間飛行場の危険性除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について、改めて丁寧に説明するなど、沖縄県側の理解を得るべく粘り強く取り組むこととしている。

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

06（平成18）年5月にロードマップが発表されて以降、沖縄に所在する兵力の削減について協議が重ねられてきた。

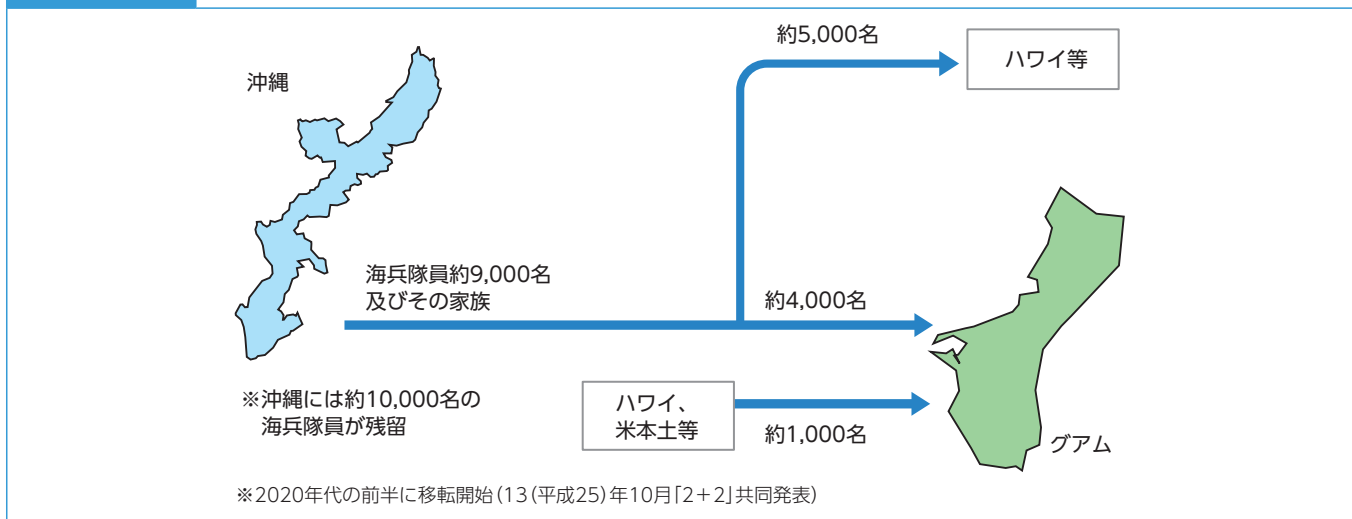
ア 移転時期及び規模

ロードマップでは、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の要員約8,000人とその家族約9,000人が14（平成26）年までに沖縄からグアムに移転することとされたが、11（同23）年6月の「2+2」会合などで、その時期は14（同26）年より後のできる限り早い時期とされた。

その後、12（同24）年4月の「2+2」会合において、ⅢMEFの要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定するとともに、グアムに移転する部隊構成及び人数についての見直しがなされた。これにより、海兵空地任務部隊（MAGTF）をグアムに置くこととされ、約9,000人が日本国外に移転し、グアムにおける海兵隊の兵力の定員は約5,000人になる一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準（約10,000人）に従ったものとするにとされた。

⁶ ①国が原告となり、地方自治法245条の8に基づき、翁長現知事による埋立承認取消処分の取消しを命ずる旨の判決を求める訴訟（いわゆる代執行訴訟）、②沖縄県が原告となり、地方自治法251条の5に基づき、国土交通大臣による埋立承認取消処分の効力を停止する決定（執行停止決定）が違法な「国の関与」に当たるとしてその取消しを求める訴訟、③沖縄県が原告となり、行政事件訴訟法3条に基づき、国土交通大臣による執行停止決定の取消しなどを求める訴訟

図表Ⅱ-4-4-7 グアムなどへの在沖米海兵隊の移転



それに伴い、グアムへの移転時期について、13(同25)年10月の「2+2」会合においては、12(同24)年の「2+2」会合で示された移転計画のもとで、20(同32)年代前半に開始されることとされ、同計画は13(同25)年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進するものとされた。

参照 図表Ⅱ-4-4-7(グアムなどへの在沖米海兵隊の移転)

イ 移転費用

ロードマップでは、施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドル(2008米会計年度ドル)のうち、日本が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が残りの41.8億ドルを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、わが国の直接的な財政支援として措置する事業(「真水」事業)については、わが国による多年度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、日本政府は、09(平成21)年2月に米国政府と「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(グアム協定)に署名した。本協定に基づく措置として、平成21年度から、「真水」事業にかかる米国政府への資金提供を行っている⁷。

その後、12(同24)年4月の「2+2」会合では、グアムに移転する部隊構成及び人数についての見

直しがなされ、移転にかかる米国政府による暫定的な費用見積りは86億ドル(2012米会計年度ドル)であるとされた。日本の財政的コミットメントは、グアム協定の第1条に規定された28億ドル(2008米会計年度ドル)を限度とする直接的な資金提供となることが再確認されたほか、日本による家族住宅事業やインフラ事業のための出融資などは利用しないことが確認された。また、グアム協定のもとですでに米国政府に提供された資金は日本による資金の提供の一部となることとされ、さらにグアム及び北マリアナ諸島連邦における日米両国が共同使用する訓練場の整備についても、前述の28億ドルの直接的な資金提供の一部を活用して実施することとされた。このほか、残りの費用及び追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

13(同25)年10月の「2+2」会合では、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備及び自衛隊による訓練場の使用に関する規定の追加などが盛り込まれたグアム協定を改正する議定書の署名も行われたが、わが国政府からの資金提供については、引き続き28億ドル(2008年度価格)が上限となることに変更はない。また、二国間で費用内訳を示す作業を完了させた。

なお、14(同26)年12月、米国の2015年度国防授權法が成立し、2012米会計年度以降続いた

⁷ わが国の「真水」事業について、これまで平成21年度から平成27年度の予算を用いて約1,106億円が米側に資金提供された。

グアム移転資金の凍結が解除された。

ウ 環境影響評価

再編計画の調整による事業内容の変更に伴い実施されていた補足的環境影響評価については、15（平成27）年8月に終了し、今後はグアムにおける本格的な移転工事が進んでいくこととなる。さらに、北マリアナ諸島連邦における訓練場整備に関する環境影響評価は、18（同30）年に終了する予定である。

参照》 資料40（第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定）、資料41（同協定を改正する議定書）

(3) 嘉手納飛行場以南の土地の返還

ロードマップでは、普天間飛行場への代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）要員の移転に続い

て、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となるとされたが、12（平成24）年4月の「2+2」会合において、Ⅲ MEFの要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3区分に分けて検討していくことで合意した。これらの全ての返還が実現すれば、沖縄本島中南部の人口密集地に所在する米軍施設・区域の約7割が返還されることになる。

12（同24）年末の政権交代後、沖縄の負担軽減に全力で取り組むとの安倍政権の基本方針のもと、引き続き日米間で協議が行われ、沖縄の返還

解説

進む土地返還（沖縄）



沖縄への観光客は年々増え続け、15（平成27）年には前年比10%増の約776万人が訪れています。那覇市の新都心、読谷村の残波岬公園、北中城村の大規模商業モールなどの人気スポットが、かつて米軍の施設・区域であったことをご存じでしょうか。

日米両政府は、沖縄の本土復帰以降、わが国の抑止力を維持しながら、米軍の施設・区域の整理・統合・縮小について、不断に取り組んでいます。

13（同25）年4月には、嘉手納飛行場以南の施設・区域約1,000haについて、返還の時期を明示した計画を策定しました。この計画に従い、15（同27）年3月に、宜野湾市に所在する西普天間住宅地区の土地約51haが返還され、現在、地元において国際医療拠点の形成に向けた跡地利用が検討されています。また、15（同27）年12月には、この計画を一部前倒して先行返還することや、北部訓練場の過半の返還の意義や緊急性について、日米間で確認し発表しています。

このような土地の返還が進むことにより、米軍の施設・区域は、沖縄県の本土復帰直前に比べ、半分程度となる予定です。日米両政府は、跡地利用を通じた沖縄全体の発展に寄与するためにも、更に土地の返還を進めていきます。

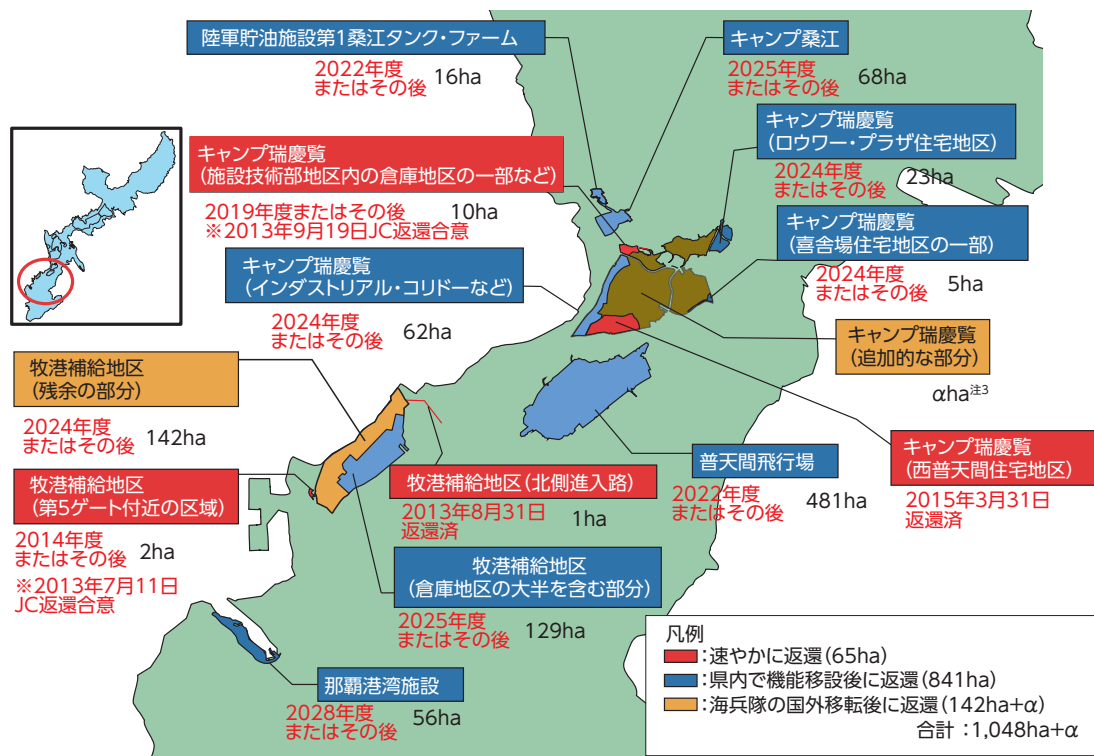


旧牧港住宅地区（那覇市）



旧泡瀬ゴルフ場（北中城村）【北中城村役場提供】

図表Ⅱ-4-4-8 嘉手納飛行場以南の土地の返還



(注) 1 時期及び年は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。さらに、括弧が付された時期及び年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるものの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。したがって、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。

2 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量などの結果に基づき、微修正されることがある。

3 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

※ JC: Joint Committee:日米合同委員会

要望が特に強い牧港補給地区（キャンプ・キンザー）（浦添市）を含む嘉手納以南の土地の返還を早期に進めるよう強く要請し、米側と調整を行った。その結果、13（同25）年4月に、具体的な返還年度を含む返還スケジュールが明記される形で統合計画が公表されることになった。

統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組んでいく。また、統合計画の発表を受け、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進に資するため、同年4月以降、宜野湾市、宜野湾市軍用地等地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局による協議会⁸が開催されており、防衛省としても必要な協力を行っている。13（同25）年4月の統合計画の公表以降、「必要な手続の完了後速や

かに返還可能となる区域」（図表Ⅱ-4-4-8の赤色の区域）を中心に早期返還に向けて取り組んできた結果、同年8月には牧港補給地区の北側進入路（約1ha）の返還が、15（同27）年3月末には、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区（約51ha）の返還が実現した。

また、15（同27）年12月には、市道用地とするための普天間飛行場の一部土地の早期返還、渋滞緩和のための国道拡幅を目的とした牧港補給地区の一部土地の早期返還などについて、日米間で合意された。

引き続き、統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還を着実に実施し、沖縄の負担軽減を早期に進めるとともに、具体的に目に見えるものとするため、それぞれの土地の返還が可能な限り短期間で実現できるよう、全力で取り組んでいる。

⁸ 同協議会にはオブザーバーとして、防衛省のほか外務省（沖縄事務所）、内閣府も参加している。

参照》資料39（嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み））、
図表Ⅱ-4-4-8（嘉手納飛行場以南の土地の返還）

4 米軍オスプレイのわが国への配備

(1) MV-22 オスプレイの沖縄配備

オスプレイは、回転翼機の垂直離着陸やホバリングの機能と、固定翼機の数度及び航続距離を持ち合わせた航空機である。海兵隊仕様のMV-22オスプレイは、海兵隊の航空部隊の主力として、様々な作戦において人員・物資輸送をはじめとした幅広い活動に従事し、重要な役割を果たしている。

米海兵隊においては、老朽化したCH-46回転翼機を、より基本性能の高いMV-22へと更新する計画が進められ、13（平成25）年9月には、普天間飛行場に配備されているCH-46（24機）のMV-22への更新が完了した。

MV-22はCH-46に比べて、速度、搭載能力、行動半径のいずれにおいても優れた性能を有しており、同機の沖縄配備により、在日米軍全体の抑止力が強化され、この地域の平和と安定に大きく寄与する。

(2) CV-22 オスプレイの横田飛行場への配備

15（平成27）年5月、米国政府は空軍仕様のCV-22オスプレイについて、17（同29）年後半に最初の3機を、21（同33）年までに計10機を横田飛行場（東京都福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）に配備することを発表した。

横田飛行場に配備されるCV-22は、人道的支援や自然災害を含む、アジア太平洋地域全体における危機や緊急事態に即応するため、米各軍の特殊作戦部隊の人員・物資などを輸送する任務を担う。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、米国によるリバランス政策や即応態勢整備の一環として、高い性能を有するCV-22がわが国に配備されることは、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定にも寄与すると考えている。

政府としては、引き続き、地元の皆様のご理解



飛行する米軍のCV-22

とご協力が得られるよう、丁寧に誠意を持って対応していくこととしている。

(3) オスプレイの安全性

12（平成24）年9月のMV-22の普天間飛行場への配備に先立ち発生した同年4月のモロッコにおけるMV-22の事故及び同年6月の米国のフロリダにおけるCV-22の事故について、米側の事故調査結果などを踏まえ、わが国独自の視点と知見で検証を行った結果、これらの事故は人的要因によるところが大きく、機体自体の安全性に問題がないことが確認された。

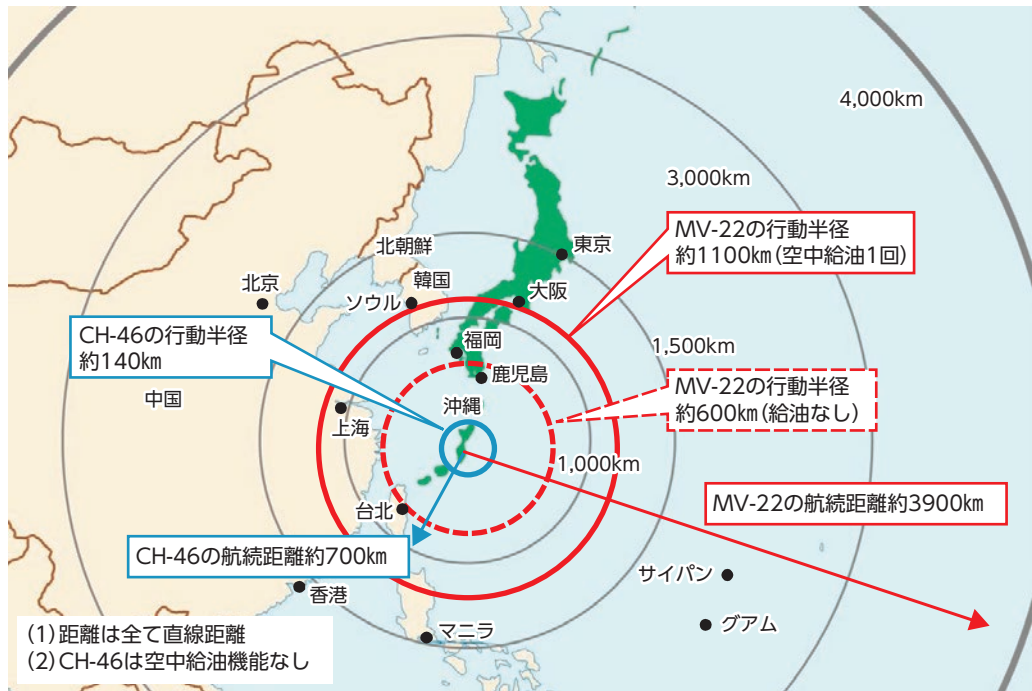
MV-22については、日米合同委員会などにおいて、事故の教訓を踏まえた人的要因を改善するための措置が取られていることを確認し、日本における運用に関しても安全を確保するための具体的措置がとられることに合意した上で、わが国における運用が開始されており、これまで国内において安全に運用されてきている。

また、CV-22については、MV-22と同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通しており、また、米国政府から、CV-22のわが国における運用に際してMV-22の運用と同様に安全を徹底することも確認している。

政府としては、MV-22及びCV-22の飛行運用の実施にあたり、引き続き、地元住民に十分な配慮がなされ、日米合同委員会における合意が適切に実施されるよう、日米防衛相会談をはじめ様々な機会を通じ米側への働きかけを継続的に行っている。

参照》資料42（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

図表Ⅱ-4-4-9 オスプレイの有用性



■ 基本性能の比較

	MV-22	CH-46
最大速力	約520km / h	約270km / h
巡航速力	約490km / h	約220km / h
航続距離	約3900km	約700km
行動半径	約600km (兵員24名搭乗時)	約140km (兵員12名搭乗時)
輸送兵員数	24名	12名
搭乗員数	3～4名	3～5名
貨物(内部)	約9100kg	約2300kg
貨物(外部)	約5700kg	約2300kg
回転翼直径	約11.6m	約15.5m
最大飛行高度	約7500m	約3000m
自重	約16000kg	約7700kg
寸法	MV-22とCH-46の大きさはあまり変わりません。	

(4) 災害発生時などにおける米軍オスプレイの有用性

13(平成25)年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対する救援作戦「ダマヤン」を支援するため、沖縄に配備されているMV-22(14機)が人道支援・災害救援活動に投入された。MV-22は、アクセスの厳しい被災地などに迅速に展開し、1日で数百名の孤立被災民と約6トンの救援物資の輸送を可能にした。また、14(同26)年4月に韓国の珍島沖で発生した旅客船沈没

事故に際しても、沖縄に配備されているMV-22が捜索活動に投入された。

さらに、15(同27)年4月、ネパールで大地震が発生したことから、沖縄に配備されているMV-22(4機)が派遣され、人員・物資輸送に従事した。

一方で国内においては、14(同26)年10月の和歌山県津波災害対応実践訓練や同年11月の東北方面隊震災対応訓練「みちのくALERT2014」で、MV-22が海自護衛艦などへの患者輸送訓練

などを行った。

また、16（同28）年4月に発生した熊本地震においては、MV-22が派遣され被災地域への生活物資の輸送に従事した。

CV-22についても、MV-22と同様、大規模災害が発生した場合には、搜索救難などの人道支援・災害救援活動を迅速かつ広範囲にわたって行うことが可能とされている。

今後も、米軍オスプレイは、このような様々な事態においてその優れた能力を発揮していくことが期待されている。

参照》図表Ⅱ-4-4-9（オスプレイの有用性）

5 沖縄の負担軽減に向けた協議体制

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領終了後も他の地域に比べて在日米軍施設・区域の返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、沖縄に集中した負担の軽減を図るべく、これまで、SACO最終報告や、ロードマップの実現などに向けて取り組んできた。防衛省としても、沖縄政策協議会及び同協議会のもとに設置された小委員会⁹などを通じて、地元の意見などを聞きながら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力をあげて取り組んできた。

こうした中、13（平成25）年12月の沖縄政策協議会において、沖縄県知事から、普天間飛行場の5年以内運用停止・早期返還、MV-22の12機程度の県外の拠点への配備及び牧港補給地区の7年以内の全面返還などの要望がなされた。

政府は、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事及び宜野湾市長で構成される「普天間飛行場負担軽減推進会議」を設置し、また、防衛省としても、14（同26）年1月、副大臣を長とする「沖縄基地負担軽減推進委員会」を設置し、沖縄の負担軽減に取り組んでいる。

政府は、日米共同訓練などの機会を捉え、沖縄県外へのMV-22の訓練移転などを着実に進めているほか、15（同27）年10月には、陸上自衛隊木更津駐屯地（千葉県木更津市）においてMV-22の定期機体整備を実施することを決定した。

また、16（同28年）1月には、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、官房副長官（事務）、沖縄県知事及び副知事で構成される「政府・沖縄県協議会」の第1回目の協議が開催され、沖縄の基地負担軽減・振興策について協議していくことが確認された。

さらに、同年3月に開催された第2回の協議では、普天間飛行場の5年以内の運用停止、普天間飛行場負担軽減推進会議の存続及び北部訓練場の過半の早期返還などについて議論が行われた。

参照》Ⅱ部4章4節6項（在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策）

6 駐留軍用地跡地利用への取組

沖縄県における駐留軍用地の返還については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」において、返還が合意された駐留軍用地に対する各種の措置を規定している。主に防衛省においては、次の取組を行っており、今後とも、関係府省や県、市町村と連携・協力し、跡地利用の有効かつ適切な推進に取り組むこととしている。

- ① 返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査などのための立入りにかかるあっせん
- ② 駐留軍用地跡地を所有者に引き渡す前に、当該土地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去などの跡地を利用するうえでの支障を除去するための措置の実施
- ③ 跡地の所有者の負担の軽減を図り土地の利用の推進に資するための給付金の支給

⁹ 13（平成25）年3月、沖縄政策協議会において、米軍基地負担の軽減及び沖縄振興策に関する諸問題への対応を目的として同協議会のもとに「小委員会」を設置した。

4 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を行っている。

1 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間で協議した結果、横浜市内の6施設・区域の返還と「池子住宅地区及び海軍補助施設」(横浜市域)における米軍家族住宅などの建設を行うこととされた。これまで、返還予定面積約419haのうち、上瀬谷通信施設など4施設・区域、約375haが返還されたところである。

参照 図表Ⅱ-4-4-10 (神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など)

2 ロードマップに示された米軍再編の現状など

(1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間(神奈川県相模原市、座間市)に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となるよう、07(平成19)年12月に在日米陸軍司令部・第1軍団(前方)として発足し、08(同20)年9月末に改編された。

また、各種事態への迅速な対応のため在日米陸軍司令部との連携強化を図るため、平成24年度末に、陸自中央即応集団司令部を朝霞駐屯地(埼玉県朝霞市、和光市、新座市、東京都練馬区)から在日米陸軍司令部が所在するキャンプ座間へ移転した。さらに、キャンプ座間及び相模総合補給廠(神奈川県相模原市)の、より効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられ、16(同28)年2月にはキャンプ座間の一部土地(約5.4ha)の返還が実現し、同年4月、返還跡地に、座間市が誘致した「座間総合病院」が開設された。また、相模総合補給廠の一部土地(約35ha)については、15(同27)年12月に相模原市との共同使用が実現した。その他、在日米陸軍司令部能力の改善に伴う再編事業は、図表Ⅱ-4-4-11のとおり進められてきた。

参照 図表Ⅱ-4-4-11 (在日米陸軍司令部能力の改善の取組)

(2) 横田飛行場及び空域

ア 共同統合運用調整所の運用開始及び空自航空総隊司令部の移転

日米の司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点から極めて重要である。そのため、平成23年度末に、横田飛行場において共同統合運用調整所¹⁰の運用を開始するとともに、

図表Ⅱ-4-4-10 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

位置	名称	所在地	面積(ha)	返還予定など
①	上瀬谷通信施設	横浜市瀬谷区、旭区	約242	15(平成27)年6月末に返還済み
②	深谷通信所	横浜市泉区	約77	14(同26)年6月に返還済み
③	根岸住宅地区	横浜市中区、南区、磯子区	約43	⑥における家族住宅等の建設完了時点で返還
④	富岡倉庫地区	横浜市金沢区	約3	09(同21)年5月に返還済み
⑤	小柴貯油施設	横浜市金沢区	約53	05(同17)年12月に返還済み
⑥	池子住宅地区及び海軍補助施設	横浜市域	約37	14(同26)年、住宅建設戸数を当初計画の約400戸から171戸に変更合意
⑦	⑥の飛び地	横浜市金沢区	約1	現在の使用が終了した時点で返還手続開始

: 実施済
 : 実施中又は実施予定

¹⁰ 共同統合運用調整所は、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

図表Ⅱ-4-4-11 在日米陸軍司令部能力の改善の取組

時期	改善内容
07 (平成19) 年12月	キャンプ座間に、在日米陸軍司令部・第1軍団 (前方) として発足
08 (同20) 年6月	相模総合補給廠の一部土地 (約17ha) の返還合意
08 (同20) 年9月	在日米陸軍司令部・第1軍団 (前方) の改編
11 (同23) 年8月	任務指揮訓練センター運用開始
11 (同23) 年10月	キャンプ座間の一部土地 (約5.4ha) の返還合意
12 (同24) 年6月	相模総合補給廠の一部土地 (約35ha) の相模原市との共同使用に合意
13 (同25) 年3月	朝霞駐屯地からキャンプ座間に、陸自中央即応集団が移転
14 (同26) 年9月	相模総合補給廠の一部土地 (約17ha) の返還
15 (同27) 年12月	相模総合補給廠の一部土地 (約35ha) の共同使用開始
16 (同28) 年2月	キャンプ座間の一部土地 (約5.4ha) の返還

VOICE

神奈川県座間市長からのメッセージ

Column

座間市長 えんどう みきお 遠藤 三紀夫 氏

座間市は、神奈川県のほぼ中央に位置し、17.57km²の市域に人口約12万9千人の市民が暮らす、人口稠密な都市です。本市には、在日米陸軍司令部等が置かれている『キャンプ座間』が所在し、その約57haに及び面積は、市域の約3.2%を占めています。

キャンプ座間の一部返還は、06 (平成18) 年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」で、米陸軍第一軍団司令部 (前方) のキャンプ座間への移駐と合わせて一部返還が示され、後に追加があり、約5.4haが返還されることになりました。跡地利用計画を策定するに当たり、当時、市内病院の閉院等により救急搬送のうち74%が市外に搬送される状況で、市民から病院をつくってほしいという要望が数多くあったことから、返還予定地への民間病院誘致計画を決定しました。

誘致病院の建設にあたっては、防衛省、在日米軍、特に現地米軍の格別の配慮により、極めて異例である共同使用による返還前の民間病院建設工事着手を認めていただき、正式返還からわずか1か月という極めて短期間で病院を開院に導くことが叶いました。

日本が置かれた現在の安全保障環境について、米軍の駐留が日米同盟に基づく国家安全保障には不可欠であることを現実的に受け止め、基地を抱える市として、米軍とその関係者との良好な信頼関係を構築することは極めて重要です。この返還地の活用についての一連の経過は、日頃からの相互の交流、意志の疎通の大きな成果であると思います。

座間市長 遠藤 三紀夫



南関東防衛局長から返還に関する報告を受ける
遠藤座間市長 (左)



開院した座間総合病院

空自航空総隊司令部及び関連部隊を横田飛行場へ移転した。これらにより、防空やBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携強化が図られた。

イ 横田空域

米軍が進入管制を行っている横田空域における民間航空機の運航を円滑化するため、06（平成18）年以降、空域の一部について管制業務の責任を一時的に日本側に移管する措置、横田ラプコン（RAPCON）施設への空自管制官の併置、空域の約40%の削減（米軍の管制業務の返還）が行われている。

ウ 横田飛行場の軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（平成15）年の日米首脳会談において検討していくこととされた。政府関係省庁と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置したほか、日米両国政府は、横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、具体的な条件や態様に関する検討を行っている。

(3) 横須賀海軍施設への米空母の展開

米太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要な役割を果たしており、米空母はその能力の中核となるものである。



自衛隊観艦式後に、初めて内閣総理大臣として米空母「ロナルド・レーガン」に乗艦した安倍内閣総理大臣（右から4人目）

米海軍は、横須賀海軍施設（神奈川県横須賀市）に前方展開している原子力空母¹¹ロナルド・レーガンをはじめ、日本の港に停泊中のすべての原子力艦について、通常、原子炉を停止させることや、日本において原子炉の修理や燃料交換を行わないことなど、その安全面での方針を守り続けることを確約しており、政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期する考えである。

(4) 厚木飛行場及び岩国飛行場に関する施策

ア 空母艦載機の移駐

空母艦載機の拠点として、厚木飛行場（神奈川県綾瀬市、大和市、海老名市）が現在使用されている。厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっており、空母の運用を安定的に維持していくためには、こうした問題を早期に解決することが必要である。

そのため、滑走路移設事業¹²により、周辺地域への影響がより少ない形で運用することが可能となる岩国飛行場（山口県岩国市）へ、厚木飛行場の第5空母航空団を移駐することとした。

また、移駐に伴って運用が増大する岩国飛行場への影響を緩和するため、図表Ⅱ-4-4-12の各種施策が実施されることとなっており、その結果、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測されている。

参照 図表Ⅱ-4-4-12（厚木飛行場及び岩国飛行場に関する施策）

イ 空母艦載機着陸訓練

ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされた。11（平成23）年6月の「2+2」会合では、新たな自衛隊施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、併せて米軍の空母

¹¹ 原子力空母は、燃料を補給する必要がないうえ、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

¹² 岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の滑走路を東側（沖合）に1,000m程度移設する事業。10（平成22）年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業完了。

図表Ⅱ-4-4-12 厚木飛行場及び岩国飛行場に関する施策

施策	進捗状況など
厚木第5空母航空団の岩国への移駐	17(平成29)年頃までに完了予定
岩国海自EP-3などの厚木への移駐	地元要望を受け、防衛体制上の観点も踏まえて日米間で検討した結果、13(同25)年岩国に残留させることを確認
普天間KC-130の岩国への移駐	14(同26)年8月移駐完了
KC-130の鹿屋やグアムへのローテーション展開	○海自鹿屋基地(鹿児島県鹿屋市)へのローテーション展開については、15(同27)年10月、鹿屋市は理解を表明 ○現在、具体的なローテーション展開の開始時期について日米間で協議中 ○グアムへのローテーション展開については、訓練の実施状況について、米軍へ確認中
岩国CH-53Dヘリのグアム移転	中東に派遣されていたCH-53Dヘリは、岩国に戻らず直接米国本土へ移転した後、グアムへ移転することを日米間で確認

■：実施済 □：実施中又は実施予定

艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになるとされている。なお、05(同17)年の「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

ウ 岩国飛行場における民間航空機の運航再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体などが一体となって民間航空機の運航再開を要望していたことを踏まえ、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされた。これに基づき、12(平成24)年に岩国飛行場に岩国錦帯橋空港が開港し、民間機による定期便が48年ぶりに再開された。

(5) 弾道ミサイル防衛(BMD)

BMDに関しては、日米双方がそれぞれのBMD能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することとされている。06(平成18)年6月には米軍のTPY-2レーダー(いわゆる「Xバンド・レーダー」)が米軍車力通信所(青森県つがる市)¹³に、同年10月には米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛行場(沖縄県嘉手納町、沖縄市、北谷町)と嘉手納弾薬庫地区(沖縄県読谷村、沖縄市、嘉手納町、恩納村、うるま市)に、また、14(同26)年12月には、日本国内で2基目のTPY-2レーダーが米軍経ヶ岬通信所(京都府京丹後市)に配備された。

これに加えて、15(同27)年10月及び16(同

28)年3月に米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設(神奈川県横須賀市)に配備された。また、17(同29)年7月頃にも追加配備される予定である。

参照》Ⅲ部1章2節3項(弾道ミサイル攻撃などへの対応)

(6) 訓練移転

当分の間、嘉手納、三沢(青森県三沢市、東北町)及び岩国の3つの在日米軍施設・区域の航空機が、自衛隊施設における共同訓練に参加することとされたことに基づき、07(平成19)年以降、訓練移転¹⁴を行っており、防衛省は、必要に応じ訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

10(同22)年の「2+2」会合の成果に基づき、11(同23)年1月、日米合同委員会において、移転先として新たにグアムなどを追加するとともに、訓練規模の拡大が合意された。同年10月、日米合同委員会において、訓練実施場所などの詳細について合意された後、初めてグアムなどへの訓練移転が行われ、その後も実績を重ねている。

また、14(同26)年3月、三沢対地射爆撃場(青森県三沢市、六ヶ所村)を使用した空対地射爆撃訓練を追加することについて日米合同委員会で合意し、この合意に基づき、同年6月、三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を実施した。

これらの訓練移転は、日米間の相互運用性の向上に資するとともに、これまで嘉手納飛行場を利用して実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を

¹³ レーダーは、06(平成18)年6月、青森県の空自車力分屯基地に配備されたが、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

¹⁴ 日米間の相互運用性を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施設において共同訓練を行うこと。

解説

航空機訓練移転の実施状況と関係地方公共団体からの支援

Column

航空機の訓練移転は、06（平成18）年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づき、これまでに国内で43回、グアムなどで27回の合計70回実施されています（16（同28）年3月末現在）。

国内における訓練移転は、千歳飛行場（北海道千歳市、苫小牧市）、三沢飛行場（青森県三沢市、上北郡東北町）、百里飛行場（茨城県小美玉市）、小松飛行場（石川県小松市）、築城飛行場（福岡県行橋市、築上郡築上町）及び新田原飛行場（宮崎県児湯郡新富町）の自衛隊施設で実施されており、周辺住民の皆様の安心・安全のため、各地方防衛局が現地対策本部を設置し、米軍や関係機関との連絡調整、速やかな情報提供、飛行場周辺の騒音対策などに努めています。また、関係地方公共団体におかれては、訓練移転の実施前に、住民説明会の開催、文書の回覧、ホームページへの掲載による地域住民の方々への周知や連絡体制の強化などにご尽力を頂いています。

防衛省としては、引き続き、関係地方公共団体のご理解・ご協力を頂きながら、在日米軍基地周辺の騒音軽減が図れるよう訓練移転を重ね、地元の負担軽減に努めていきます。



航空機訓練移転に参加中の米軍機



現地対策本部における日米間での調整の様子

移転するものであり、嘉手納飛行場周辺における騒音軽減にもつながることから、沖縄の負担軽減に資するものである。

防衛省・自衛隊は、米軍の支援に加え、周辺住

民の安心、安全を図るため、現地連絡本部の設置、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応など、訓練移転の円滑な実施に努めている。

5 在日米軍再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07（平成19）年8月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（再編特措法）が施行され、これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

再編交付金¹⁵は、再編¹⁶を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に

寄与する事業¹⁷の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。16（同28）年4月現在、18防衛施設43市町村が再編交付金の交付対象となっている。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐

¹⁵ 平成28年度予算で約129億円

¹⁶ 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱う。

¹⁷ 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

留軍など労働者の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育

訓練などの措置を講ずることとしている。

6 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

1 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

00（平成12）年9月の「2+2」会合において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」¹⁸を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には日本環境管理基準¹⁹（JEGS）Japan Environmental Governing Standardsの定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、防衛省としても、関係省庁と連携して取り組んでいる。

また、10（同22）年5月の「2+2」会合では、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論がなされ、日本国内において整備中の米国の施設・区域に再生可能エネルギーの技術を導入する方法について検討された。

さらに、日米両政府は、在日米軍施設・区域に関連する環境の管理に一層取り組むための協議を行い、日米地位協定を環境面で補足する協定について米国との交渉を開始し、14（同26）年10月、実質合意し、15（同27）年9月に署名、発効した。この補足協定は、法的拘束力を有する国際約束であり、環境基準や立入りについて、次のような規定が設けられた。

- ① 両国は、入手可能かつ適当な情報を共有すること
- ② 米国は、「日本環境管理基準（JEGS）」を発出・維持し、同基準は、日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用すること
- ③ 日本の当局が、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合及び施設・区域の返還

に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合に米軍施設・区域への適切な立入りを行えるよう手続きを作成・維持すること

- ④ 協定の実施に関する事項について、一方からの要請により、合同委員会での協議を開始することなど

この補足協定は、環境保護の重要性を認識するより広範な枠組みの一部である。本協定のように、日米地位協定を補足する協定の作成は、日米地位協定の発効後初めてであり、従来の運用改善とは異なる歴史的意義を有する。

2 その他の措置

わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生活環境などの整備のための措置を行っている。また、総務省は、固定資産税の代替的性格を有する基地交付金などを、市町村に対し交付している。

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域において、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に影響を与えており、政府は、米軍に対し、軍人などの教育や綱紀粛正といった再発防止策について実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、こうした再発防止策に協力するとともに、事件・事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

米側においても、夜間飲酒規制措置や一定階級以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなど、対策を実施している。

本年5月、沖縄県で米軍属が死体遺棄容疑で逮捕された。この事件を受け、日米両政府は、実効的な再発防止策を策定すべく、6月の防衛相会談を含めて、集中的に協議を進め、7月5日、軍属を

18 ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議、の4項目からなる。

19 日本環境管理基準とは、在日米軍の部隊と施設が人の健康と自然環境を保護することを保証する目的で在日米軍により作成された環境基準であり、施設・区域内の環境汚染物質の取り扱い、保管方法などを定めたもの

含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表²⁰を行った。この発表を受け、両政府は、個別の措置の詳細の発表を目指し、作業を行うこととしている。また、同日、在日米軍司令官は、飲酒運転に対する規制や処分、訓練の強化などの取組について発表した。

一方、二度と今回のような悲惨な事件を繰り返さないよう、犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安

心を確保するための対策を、政府として早急に推進する必要がある。このため、本年6月「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」が取りまとめられた。本対策の柱は、防犯パトロール体制の強化と安全・安心な環境の整備であり、防衛省としても、関係省庁と連携し、実効的な対策が実行されるよう、協力することとしている。

参照》Ⅲ部4章1節4項（防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策）

解説

地域住民と米軍との交流

Column

在日米軍の駐留には、米軍施設周辺の住民の理解と協力が欠かせません。防衛省では、米軍施設周辺の住民と在日米軍関係者やその家族がスポーツや音楽などを通じて交流する「日米交流事業」を毎年開催し、日米の相互理解を深める取り組みを進めています。

平成27年度に開催した事業のうち、例えば三沢基地周辺（青森県三沢市）では、4回目となる「Misawaアイスホッケー」を開催し、日米あわせて16チーム、約160名の子供たちが、スケートリンクで不規則に転がるホッキ貝型パックを追いかけ、懸命にシュートを決めるなど、楽しみながら交流を深めました。

また、岩国基地周辺（山口県岩国市）では、6回目となる「IWAKUNI日米交流合同コンサート」を開催し、日米の児童、生徒約220名が、事前の合同練習や交流会を通して交流を深め、コンサートのフィナーレでは出演者全員による合奏・合唱を披露し、約720名の観客から惜しみない拍手が送られました。

このような日米交流事業は、参加者や住民の方からも大変好評を頂いていることから、今後とも地元の自治体と米軍の協力を得ながら、積極的に進めていきたいと考えています。



スポーツ交流（三沢市）

「Misawaアイスホッケー」は、三沢市の特産物である「にんにく」（ヘルメット）、「長芋」（スティック）、「ホッキ貝」（パック）をモチーフにした用具を使い、アイスホッケーのような形式で点数を競い合う、地元ならではのとてもユニークな日米交流です。



音楽交流（岩国市）

「IWAKUNI日米交流合同コンサート」は、平成22年度に岩国基地と岩国市の小学校の参加から始まり、その後は、岩国基地周辺の和木町（山口県）、周防大島町（山口県）、大竹市（広島県）の小・中学校も参加するなど、開催を重ねるごとに、日米交流の輪が広がっています。

²⁰ 軍属の範囲の明確化、日米地位協定上の地位を有する全ての米国の人員に対する教育・研修の強化などを内容とするもの。